

見附市教育委員会規則第3号

見附市民俗文化資料館運営規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市民俗文化資料館運営規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 見附市民俗文化資料館運営規則（昭和55年見附市教育委員会規則第1号）
- (2) 見附市文化財保護条例施行規則（昭和58年見附市教育委員会規則第12号）
- (3) 見附市スポーツ推進委員に関する規則（平成12年見附市教育委員会規則第2号）
- (4) 見附市公民館運営審議会規則（平成20年見附市教育委員会規則第2号）
- (5) 見附市図書館運営規則（平成24年見附市教育委員会規則第1号）
- (6) 見附市公民館運営規則（平成24年見附市教育委員会規則第2号）

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に見附市教育委員会がした許可、承認、指定、委嘱等の処分その他の行為のうち現にその効力を有するもので、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長がした許可、承認、指定、委嘱等の処分その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に見附市教育委員会に対してされている申請、届出その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。